

農地法第5条許可申請（農地法第4条許可申請の添付書類も同一）

※ 転用予定の農地が農振除外地であるか確認して下さい。（担当：農政商工課）

※ 1,000㎡以上の場合には、開発許可も必要です。（担当：企画財政課）

農地の転用

所有権の移転

（賃貸借権の設定）

を同時に行う場合に必要なもの

※2部とあるのは、原本1部、コピー1部です。

必要なもの	部数	説明
農地法第5条の規定による許可申請書	1部 4枚複写	<ul style="list-style-type: none"> ●譲受人及び譲渡人の氏名欄は、農業委員会にて自署した場合のみ押印不要です。これ以外は必ず押印（譲渡人は実印）してください。 ●本人が農業委員会の窓口に来られない場合は、委任状を提出してください。
一筆ごとの登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	各 1部	<ul style="list-style-type: none"> ●仙台法務局で交付を受けてください。一筆ごとに手数料がかかります。（地番間違いのないように交付を受けてください。） <p>仙台法務局（本局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎 Tel022-225-5611 ・塩釜支局：塩釜市袖野田町3-20 Tel022-362-2338 ・古川支局：大崎市古川旭6-3-1 Tel0229-22-0510 ・大和町吉岡コミュニティセンター1階 ：大和町吉岡字町裏16 Tel022-225-5767 <p>（不動産と法人の登記事項証明、会社などの印鑑証明のみ取得可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登記事項証明書に記載された住所と現住所が異なる場合は、住民票抄本等も添付してください。
公図	2部	<ul style="list-style-type: none"> ●仙台法務局で交付を受けてください。分割登記書に添付された図面等のコピーでも結構です。 ●公図の転用計画地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する。
位置図	2部	<ul style="list-style-type: none"> ●申請地を住宅地図に明記してください。 ●縮尺は1/1,000～1/10,000程度です。
配置図	2部	<ul style="list-style-type: none"> ●記入例を参照し、転用予定地に建物、駐車場、庭園、資材等の配置を明記してください。 ●縮尺は1/500～1/2,000程度です。 <p>※申請面積の妥当性の判断資料</p>
事業計画書	2部	<ul style="list-style-type: none"> ●記入例の注意事項に従い、詳しく記載してください。 <p>※事業計画の適正、確実性の判断資料</p>
建造物の建築図	2部	

融資証明書又は残高証明書	2部	●事業費総額が500万円以上の場合は必ず添付してください。 ※個人住宅の場合は除きます。
土地改良区の意見書	1部	●申請農地が土地改良区地内、又は土地改良区地内に影響がある場合には必要です。(土地改良区に確認してください) ●意見書に条件が付されている場合は、その内容が記載されている協議書や念書も添付してください。 鶴田川沿岸土地改良区 Tel0229-56-2293 大崎市鹿島台広長字内の浦104-1
隣接土地所有者の同意書	1部	●隣接している土地の所有者から同意を得てください。
水利組合の同意書	1部	●各行政区長に確認してください。水利組合が無い場合は、行政区長の同意を得てください。 ●ただし、土地改良区意見書が添付されている場合は不要です。
譲渡人の印鑑証明書	1部	
※法人の場合 定款 法人登記事項証明書 議決書の写し	2部	●当該転用に係る事業が総会又は理事会の決議事項と定款に定められている場合は、議決書の写しが必要になります。 ●議決書は、土地取得に至った経緯、事業計画に係る審議内容を記載してあるもの。
<p>その他</p> <p>●上記は全ての申請に必要な書類の一覧です。ただし、転用目的・事業内容等のケースにより、他の関係書類が必要になる場合もあります。</p> <p>●農地法第4条・第5条に伴う転用は県知事許可となります。町の農業委員会で承認した後、県の審査となります。この審査で追加書類を求められる場合、事務局より連絡しますので、早めに提出をお願いします。</p> <p>例) 工程表(工事が1年以上に及ぶもの又は、一時転用の場合)</p> <p>小作地関係の書類</p> <p>他法令の許認可を要する場合は、許認可を証する書面・申請書の写し</p>		